路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	東京都江東区新木場一丁目二番三から同区新木場一丁目二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月九日

○関東地方整備局告示第三百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	横浜市緑区長津田町字深田二〇四五番二から同市緑区長津田町九九田二九番三まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月九日

○近畿地方整備局告示第百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年七月九日

近畿地方整備局長　上總　周平

第１　起業者の名称　大阪府

第２　事業の種類　一級河川淀川水系寝屋川流域恩智川（法善寺）遊水地事業

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府八尾市神宮寺三丁目地内

大阪府柏原市法善寺四丁目地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府八尾市神宮寺三丁目地内及び柏原市法善寺四丁目地内に施行する「一級河川淀川水系寝屋川流域恩智川（法善寺）遊水地事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うとされているところ、同条第２項の規定において国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされていることなどから、起業者である大阪府は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川淀川水系恩智川（以下「恩智川」という。）は、その源を大阪府と奈良県の府県境にまたがる生駒山地に発し、多数の支川を合わせながら、大阪府東部地域の柏原市、八尾市を南から北へ貫流し、八尾市福万寺町地内で一級河川淀川水系第二寝屋川（以下「第二寝屋川」という。）と分流し、大東市住道地内で一級河川淀川水系寝屋川（以下「寝屋川」という。）と合流する流路延長15.4㎞、流域面積約51㎢の河川であり、その流域は寝屋川流域の東南部に位置している。

寝屋川流域は、その大部分が低平地であり、浸水被害を受けやすい地理的特性を有している。また、昭和30年代からの高度経済成長に伴い急激な都市化が進んだため、いわゆる都市型水害が頻発しており、特に、昭和32年６月には大阪府下全体で床上浸水22,512戸、床下浸水90,559戸、昭和57年８月には寝屋川流域で床上浸水6,778戸、床下浸水43,262戸の被害を受けるなど、浸水被害が発生している。

このような状況に対処するため、起業者は、寝屋川流域の基準点である京橋口地点での基本高水流量を2,400㎥／秒とし、平成14年７月、昭和32年に八尾市で観測された最大時間雨量62.9㎜、最大24時間雨量311.2㎜の戦後最大実績降雨による洪水を安全に流下または貯留させることを長期の目標とした淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）を策定し、順次河川改修等が実施されているところである。

恩智川においても、第二寝屋川分派点より上流の区間（以下「恩智川上流部」という。）では、大阪府の当面の治水水準の目標である時間雨量50㎜規模の洪水への対応ができておらず、たびたび浸水被害に見舞われており、平成９年８月には床上浸水５戸、床下浸水433戸、また、平成11年８月には床上浸水５戸、床下浸水86戸の被害が発生している。

恩智川の治水対策は、河川整備計画に基づき、寝屋川への放流量220㎥／秒、第二寝屋川への放流量100㎥／秒を安全に流下させることを目的として、河道改修及び３つの遊水地等の整備を行うこととしている。

本件事業は、このような状況の下、恩智川上流部において基本高水流量65㎥／秒のうち30㎥／秒を調節するため、161,000㎥の貯留容量を確保する遊水地を整備する事業である。本件事業の完成により、恩智川上流部における時間雨量50㎜規模の降雨について安全に流下させることができるとともに河川整備計画で定められた第二寝屋川への放流量100㎥／秒を達成するために必要不可欠な調節が可能となり、寝屋川流域における浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、あわせて防塵対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、環境影響評価法等に準じて平成19年11月に現地調査や既存文献を基に実施した調査によると、本件事業地及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件事業地及びその周辺の土地には、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、大阪府レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているドジョウ、準絶滅危惧として掲載されているヒメモノアラガイ及びセッカ並びに要注目として掲載されているタモロコ、カワウ及びケリが確認されたが、起業者は本件事業の施行にあたり、生物の生息拠点とするために、植生により水質を浄化する機能を有する常時池を遊水地内に設置するなど環境の保全に配慮した整備を行うため、影響は軽微であると認められる。